

令和5年6月14日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
神田法人第二部	東京都千代田区神田小川町 1-1	東京都千代田区神田神保町 2-4 （九段支店内）	令和5年5月8日
世田谷法人部 北沢オフィス	東京都世田谷区北沢 2-25-20	廃止	令和5年5月15日

（2）変更の理由

営業所の移転・廃止に伴うもの